

参加賞（粗品）
あります！

令和7年度 人権啓発ポスター募集

人権についての理解を深め、人権尊重の意識を高めることを目的に、ポスターを募集します

【主 催】 島根県

【後 援】 島根県教育委員会 島根県人権啓発活動ネットワーク協議会 NHK 松江放送局 山陰中央新報社

【応募資格】 島根県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に在学中の児童及び生徒

【応募区分】 小学生の部、中学生の部、高校生の部の3部門

【応募方法】

- ・応募は一人1点に限ります。
- ・応募作品の裏面左下に下欄の応募票を貼り付けのうえ、学校ごとに取りまとめ、応募者名簿（別紙様式）を添付して、下の作品提出先に送付してください。
- ・応募票等は、島根県ホームページよりダウンロードできます。
- ・作品提出にあたっては、市町村を経由して県庁あての通送便を利用していただくこともできます。
- ・応募の締切は、**令和7年9月12日(金)(必着)**です。

【作成要領】

- ・人権尊重の意識を高める図柄で、内容に沿った標語などを入れた未発表のものとしします。
- ・用紙はB3判または四つ切りの画用紙とします。

【表 彰】

- ・有識者等により構成する審査会で審査の上、応募区分別に、最優秀賞1点、優秀賞2点、入選及び佳作各10点程度を選定します。
- ・入賞者、入選者に対しては賞状と副賞（佳作は賞状のみ）を贈るほか、応募された方全員に参加賞を贈ります。

【発 表】

選定結果は、学校に通知するほか、島根県のホームページに受賞者の氏名・学校名・学年を掲載します。
また、入賞作品は様々な場面で人権啓発のための展示に活用します。

【その他】

- ・入賞・入選作品の著作権は島根県に帰属することとし、人権啓発を目的とした展示、印刷物の発行、ホームページへの掲載、啓発用品作成などの活動に使用することができるものとします。
- ・応募作品は、審査委員会の終了後、学校に返却します。ただし、入賞・入選作品については、人権啓発活動で利用したのち、令和8年度末までに学校に返却します。
- ・応募時に記入いただいた氏名等の個人情報は、審査、発表、返却、人権啓発活動にのみ使用します。

【お問い合わせ・作品提出先】

〒690-8501 松江市殿町1番地（県庁東庁舎1F）

島根県人権啓発推進センター（担当：斎藤）

TEL 0852-22-6476

FAX 0852-22-9674

令和7年度人権啓発ポスターコンクール応募票

※応募票の内容を基に受賞者の表彰状を作成しますので、
氏名等記載内容について再度ご確認をお願いします。

学 校 名	
学 年	
ふりがな	
氏 名	